

# お子さんの楽しい学校生活のために

## 就学支援シートの作成及び活用について



「就学支援シート」は、学校生活において配慮や支援を必要とするこどもについて、幼稚園、保育園等就学前機関での生活の様子や配慮・支援の様子などを小学校等へ引継ぎ、入学後の学校生活をより適切なものにしていくためのものです。

各就学前機関において、配慮や支援が必要なこども一人一人の状況に応じた就学支援シートが作成されるよう、主に保育者の先生向けに冊子を作成しました。

### この冊子の内容

#### I 就学支援シートの目的・活用・作成について

- ◆ シート作成の目的
- ◆ シートの活用の仕方
- ◆ シート提出のスケジュール
- ◆ シート記入の順序
- ◆ シートの送付方法

#### II 就学支援シートQ&A

- ◇ 指導要録、保育要録との関係
- ◇ 保護者がシート提出を迷っているような場合
- ◇ シートで引き継ぎきれないことはどうするか
- ◇ シートへの記入が難しい場合
- ◇ シートの写しを保護者に渡してよいか
- ◇ 大田区におけるシートの普及について
- ◇ シートの提出でレッテルが貼られるのではないか
- ◇ 引継ぎ後のシートの活用

---

## I 就学支援シートの目的・活用・作成について

---

### Q 1 就学支援シートの目的は何ですか。

A 1 こどもの幼稚園、保育園等就学前機関での様子や行った指導について学校に適切に引き継ぐことは、従来から課題となっていました。就学支援シートは、特に健康や人とのかかわり、集団活動等で配慮が必要なこどもについて、適切な情報を小学校に引き継ぐためのものです。

### Q 2 就学支援シートはどのように活用するのでしょうか。

A 2 就学前機関で気になっているこどもや配慮、支援を必要としてきたこどもの情報を、保護者の視点や思いを合わせながら、就学先の学校に伝えます。学校に伝えられた情報は、入学後の環境整備・指導・支援に活用していきます。

### Q 3 作成・提出時期など、スケジュールを教えてください。

A 3 今年度（令和5年度）は次のようなスケジュールで進めます。

10月頃 就学前機関に、教育委員会が就学支援シート作成及び活用の取組への協力を依頼します。この際、必要な様式を各機関に郵送するとともに、区ホームページに様式を公開します。

12月上旬～ 就学前機関は、保護者の協力を得て就学支援シートを作成します。

2月上旬～ 就学前機関と学校の間で、就学支援シートを引継ぎます。設定された機会に引継ぎできなかった場合は、適時当該の学校に電話で送付方法等を相談のうえ、引継ぎます。なお就学支援シートは、極力2月末日までに学校に提出してください。

### Q 4 就学前機関で書く部分と保護者が書く部分とがありますが、順序としてはどのようにするのですか。

A 4 保護者からシート作成・提出の希望あるいは了承があったら、まず「1 成長・発達のようす」、「2 指導内容・方法の工夫や必要な配慮等に関すること（大切にしてきた内容や方法）」、「3 就学後も引き続き教育的支援が必要と思われる内容や必要な配慮等に関すること」について園が記入します。その際、学校に引き継ぐことが「こどもの入学後の指導・支援に役立つ」という視点から記入内容を精選してください。

次に、記入した上記の内容について保護者の理解を図り、そのうえで保護者が「お子さんの家庭での様子」「就学後の生活に関する意向、要望、期待など」の欄に記入することになります。この取り組みを通じて、保護者はこどもの集団生

活での様子や指導・支援の様子について理解を深めることができます。そして入学後は、シートの内容を基にして学校と具体的な相談を進めることができます。

**Q 5** 就学支援シートは、就学前機関から学校に送ることになっていますが、郵送は可能でしょうか。あるいは保護者に学校へ提出してもらうことは可能でしょうか。

**A 5** 大田区の場合、記入を終え完成した就学支援シートは、就学前機関から学校に送ることを原則としています。送る手段に決まりはありませんが、個人情報でするので、提出先の学校とよく話し合いの上、紛失や情報が漏れることの無いよう、確実な送付方法で送ってください。保育者の先生から学校の先生への直接の手渡し、郵送なら簡易書留など記録が残る方法で送ることを、強くお勧めします。

保護者にシートを託して学校に提出してもらうことも可能ですが、その場合は提出先の学校や保護者と十分打ち合わせをした上で、実施してください。

なおいずれの送付方法であっても、就学前機関から学校へ受け渡しを行った証拠として「就学支援シート送受票」を必ず取り交わしてください。



---

## II 就学支援シートQ & A

---

**Q 6** 幼稚園には指導要録、保育園には保育要録がありますが、これと支援シートとの関係はどうなりますか。

**A 6** 幼稚園幼児指導要録、保育園児童保育要録をもとに抄本あるいは要録の写しが作成されて、指導の記録等の一部が学校に伝えられます。しかし、その内容は個人情報保護の扱いの視点からも十分な配慮がなされたものとなっています。

一方就学支援シートは、こどもの成長・発達の様子とともに必要な支援や配慮の視点から記入項目が設定されており、こども一人一人の状況に応じて記述できるようになっています。また、その内容は、保護者の了承のもとに学校に引き継ぐものであるところに、指導要録、保育要録と基本的な違いがあります。

**Q 7** 園から就学支援シートの作成を保護者に提案しても、保護者が希望しない場合、あるいは作成について迷われている場合はどう対応したらよいでしょう。また、保護者から就学支援シートの作成を希望される場合もありますか。

**A 7** 就学支援シートは、教育上特別な配慮や支援が必要なこどもに入学当初から適切に支援し、新たな生活への戸惑いを少なくするためのものです。

しかしシートの作成、提出をためらう保護者もいらっしゃると思います。シートを送ることのメリット、お子さん本人と保護者へ配慮した取り扱いであることを説明していただき、先生方からの働きかけを通して、シート提出への理解を進めていただきますようお願いいたします。

最近では、保護者から就学支援シートの記入提出を積極的に希望される事例も増えています。お子さんが楽しく充実した学校生活を送るために、シートが活用されることは意義あることです。就学前機関においては、保護者の要望を受け止めた対応をお願いいたします。

ただし、保護者がシート本来の趣旨に合わない目的での使用を想定している場合は、その旨を丁寧にお話し、ご理解を図るようお願いいたします。

**Q 8** 就学支援シートだけでは、学校に引き継ぎきれないこともあると思いますが。

**A 8** 日頃から、就学前機関と学校の連携を進める取り組みの中で、お子さんが安心して学校生活をスタートし、楽しく充実した1年生になるようにとの視点を持ち、さまざまな機会を工夫していただきたいと思います。

また、シートさえ入学先の学校へ届ければよいということではなく「作成 ⇒ 引き継ぎ ⇒ 活用」の一連の取り組みを通して、就学前機関と学校との連携を一層進めることが大切だと考えます。

**Q 9 保育者から学校に伝えたいことを、就学支援シートに記入することが難しい場合があります。**

A 9 就学支援シートの提出は、その内容について保護者の理解、了承が大前提となります。保護者とよく話し合い、保護者が納得した内容で提出してください。

**Q10 就学支援シートの控え(写し)を、保護者に渡してよいでしょうか。**

A10 提出されるシートの内容は、保護者が既に知り納得しているものであること、また就学後の生活の中で、シートの内容は将来にわたりお子さん本人の支援等のために活用されるべきものであることから、保護者が写しを持つことが、むしろ望ましいと言えます。就学前機関から写しをお渡しいただくか、保護者が完成したシートの写しを取れるような機会の配慮をお願いいたします。

**Q11 大田区における就学支援シートの普及の歴史について教えてください。**

A11 大田区では、平成 15 年度から就学支援シートの運用を開始しました。記録が残る平成 18 年度の就学支援シート作成部数が 143 部であるのに対し、令和 2 年度は 618 部で過去最大、令和 3 年度は 601 部となっています。15 年間で約 4 倍も増えたこととなります。これは、就学前機関、学校と保護者の理解が進み、就学前機関においても積極的に対応していただいた結果と捉えています。

**Q12 就学支援シートの提出が、特定の病気や症状を思い起こさせ、レッテルを貼られてしまうと心配する保護者がいます。**

A12 本来、就学支援シートは保育者が見たお子さんの就学前施設での様子から、就学後の学校生活における環境整備に有用な情報を伝えるものであり、決して特定の症状や病名を示すものではありません。

保育者の先生方も、お子さんの現状と可能性を保育者の視点から学校に伝えるため、保護者の理解を得ながらシートを活用していただくようお願いいたします。

**Q13 就学支援シートは、学校に引き継がれた後、どのように活用あるいは管理されるのでしょうか。**

A13 学校ではシートに記載されたことを参考にしながら、入学期及びその後の指導・支援を進めます。このことは、教育上特別な支援が必要なこども一人一人の指導計画の作成に反映していきます。また、こどもの指導の記録とともに保管し、必要によっては学年が進行して担任が替わっても、その内容やその後の指導の経過等も引き継がれるようにしていきます。

## 大田区教育委員会事務局

〒144-8623 大田区蒲田 5-37-1  
ニッセイアロマスクエア 5階

### ■ 幼児教育センター

電話 03 (5744) 1618

### ■ 指導課

電話 03 (5744) 1435

(令和7年度就学版)